

# 食品安全委員会第147回会合議事録

1. 日時 平成18年6月15日(木) 14:00 ~ 16:02

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(照会)

- ・食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第2の6の飼料添加物一般の試験方法等に規定される「石綿」及び「石綿板」について検討)

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB t 10に係る食品健康影響評価について

(3) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について

(4) 米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会の概要について

(厚生労働省及び農林水産省からの報告)

(5) その他

4. 出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(説明者)

厚生労働省 藤井大臣官房参事官

厚生労働省 道野輸入食品安全対策室長

農林水産省 杉浦畜水産安全管理課長

農林水産省 川島国際衛生対策室長

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勸告広報課長  
境情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官

## 5．配布資料

- 資料 1 食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについての照会（石綿に関する件）
- 資料 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 3 - 1 平成 17 年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補に関する企画専門調査会における審議結果について
- 資料 3 - 2 第 12 回企画専門調査会（平成 17 年 11 月 7 日）配布資料 3 抜粋
- 資料 3 - 3 「主要国による牛海綿状脳症のステータス評価手法に関する情報収集と現状調査」（概要）について
- 資料 4 米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会の概要について
- 資料 5 食品安全委員会子供向けリーフレット

## 6．議事内容

寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」の第 147 回会合を開催いたします。本日は、7 名の委員全員が出席でございます。また、厚生労働省から藤井大臣官房参事官、道野輸入食品安全対策室長、農林水産省から杉浦畜水産安全管理課長、川島国際衛生対策室長に出席をお願いしております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会（第 147 回会合）議事次第」がございますので御覧ください。

それでは、資料の確認をお願いいたします。

資料 1 が「食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについての照会（石綿に関する件）」。

資料 2 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 - 1 が「平成 17 年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補に関する企画専門調査会における審議結果について」。

資料 3 - 2 が「第 12 回企画専門調査会（平成 17 年 11 月 7 日）配付資料 3 抜粋」。

資料 3 - 3 が「『主要国による牛海綿状脳症のステータス評価手法に関する情報収集と現状調査』（概要）について」。

資料 4 が「米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会の概要について」。

また、資料番号は付いておりませんが、資料5として「食品安全委員会子供向けリーフレット」があります。

皆さん、お手元に資料ございますね。

それでは、議題に入らせていただきます。「食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて」、農林水産省からの照会がございます。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第2の6の飼料添加物一般の試験方法等に規定される「石綿」及び「石綿板」について、農林水産省の杉浦畜水産安全管理課長、よろしく願いいたします。

杉浦畜水産安全管理課長 それでは、資料1に基づいて御説明させていただきます。近年、アスベストによる健康被害が社会的な問題となっておりまして、厚生労働省がアスベスト製品の使用等の原則禁止、及び代替化を促進しております。これを受けまして、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の、飼料添加物一般の試験法の(24)窒素定量法及び(34)沸点測定法及び蒸留試験法に規定されております、石綿及び石綿板につきまして、これらを用いない形に改正することを、農業資材審議会に諮りまして、平成17年12月21日に、よしとする旨の答申を得ているところでございます。

今般の改正は、飼料安全法第3条第1項に基づき定められた、今、申し上げました、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を改正するものでございまして、本来であれば食品安全基本法第24条第1項に基づいて、食品安全委員会の意見を聴かねばならない場合に相当するわけでございますけれども、この改正事項は規格の確認に用いられる試験法に関わる部分でございまして、規制の強化又は緩和に当たるものではございません。また、直接食品の安全性に関わる部分は少ないと考えておりますことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか照会させていただくものでございます。

「2.現状」のところですがけれども、石綿及び石綿板の使用状況を、飼料安全法に基づく立入検査及び飼料添加物の検査を行う独立行政法人肥飼料検査所及び同法に基づき登録された複数の登録検査機関に確認しましたところ、既に使用しておらず、セラミック金網やるつぼ用マッフルを代替品として使用しておりまして、分析を行う上で問題がないということを確認しております。

今後のことでございますけれども、食品安全委員会の御回答を受けまして、関係省令の改正に係る所要の進める予定としております。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明内容、あるいは記載事項に関しまして、質問などございませんでしょうか。よろしいですね。本件につきましては、試験方法の変更であり、規格そのものを変えるわけではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するというところでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次の議題であります「食品安全基本法第24号に基づく委員会の意見の聴取について」であります。チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B t 10 に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、情報・意見募集の 절차를終了いたしておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

國枝評価課長 それでは、資料2を御覧いただきたいと思います。「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」ということで、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B t 10 に係る食品健康影響評価でございますが、これについては、2枚めくっていただきまして「審議の経緯」のところですが、先般4月20日開催の食品安全委員会で御報告後、4月20日～5月19日まで、国民からの意見・情報の募集を行っております。これについての結果が、後ろの方ですが、ページ1の参考というところを御覧いただきますと、全部で4通来ております。

まず一通目でございますけれども、これは今回の B t 10 の件については、シンジェンタ社が誤って種子を販売したことが発端ということであるわけですが、昨年になりますが、名古屋港を皮切りに相次いで検出され、積み戻し等の措置がされてきたわけですが、このトウモロコシは、米国を含めて承認した国もないということで、今回の諮問というのは、いわゆる飼料としての安全性、それから米国のトウモロコシとして混入した場合の1%についてどうかという二つの諮問がきているわけですが、こういう GM 作物を承認するような形で、食品や飼料としての輸入をスムーズにさせるような部分ということで、諮問の在り方自身に疑問があるのではないかということ。

もう一つは、結果になりますけれども、安全性については判断を下せないとしたにもかかわらず、1%まで混入を許容する考え方、これは誤解でありますけれども、これが理解できないということで、安全性で判断を下せない以上、0%混入を貫くべきという御意見でございます。

これに対する回答でございますけれども、農林水産省からの食品安全基本法の規定に基づいて要請があったということで、これを受けて遺伝子組換え食品等専門調査会で科学的な知見に基づき客観的かつ中立・公正に評価を行った。

評価の結果、B t 10 を飼料として家畜が摂取することに係る畜産物のヒトへの安全性について、現時点では判断はできないと結論したことから、2 番目の諮問事項になりますけれども、米国産の飼料用のトウモロコシについて、B t 10 の混入率が1 % 以下の許容基準を設定することについては、食品安全委員会における検討結果を参考としながら、農林水産省において適切に判断すべきということで、今までの審議の経緯について丁寧に説明をしております。

次から3 つございまして、大体同趣旨でございますけれども、1 ページの下の部分ですが、農林水産省から食品安全委員会へ依頼した評価内容というのは、あくまでもB t 10 が飼料原料として使用されるトウモロコシに微量に混入していた場合の影響に関するものと理解している。

そういう前提で考えますと、今回の評価書ですけれども、食品の基準に当てはめて食品健康影響評価を行うに足る情報が十分でないため現時点では判断ができないという結論というのは、農林水産省からの依頼内容に対して、適切な評価ではないのではないかという御指摘でございます。それに関連して、以下に書いてあるような指摘がございまして、一つは評価基準の考え方の当てはめ方に関するものが、2 ページ目の上の方の部分です。

真ん中の辺りについては、産卵鶏で実際にB t 10 トウモロコシの給与試験をして問題なかったという結論をしているわけですが、こういったところでヒトに対する悪影響はないのではないかという御指摘。

2 番目の下のところですが、現実にB t 10 が混入したということで、昨年5 月～12 月まで約4 万t が積み戻しという措置がとられているということで、幸い今年になってからは混入が確認されていないということですが、スターリンクなどの例をとると、これからも微妙に検出される可能性もあるということで、先ほどの鶏の給与試験の結果なども併せると、わずかな混入があるということで、直ちに米国に積み戻す、あるいは全量を廃棄するというのは、リスク管理体制に無理があるということで、現状で利用できるデータを利用してリスクの程度について何らかの判断を示すのが適切ではないかということでございます。

3 ページ目、下の方のコラムになりますけれども、今回の諮問自身は飼料の安全性というのが最初の諮問事項になるわけですが、食品と飼料ではリスク管理の程度に差が

あるのが妥当と考える。しかしながら、今回の評価書案の評価結果を要約すれば、B t 10 については食品の評価基準に当てはめた場合には安全性を判断できない。このことを参考としながら、適切な管理措置を講ずるべきとされており、適切なレベルのリスク管理を行う上で、どのような対応をすべきかとの諮問の趣旨に対して適切な答えになっていないと思われるということで、以下 ～ の事項について理由を示しておられます。

あと穀物である、我が国のトウモロコシの状況などを説明して、厚生労働省、農林水産省の方に、こういう部分については効果的かつ現実的な管理措置をとられるようにというお願いが書かれております。

4 ページ目の下の部分ですけれども、米国政府は B t 10 を安全で、食品及び飼料中に B t 10 トウモロコシが存在することに懸念はないとしています。ということで、先ほどと同じですけれども、9 割以上が米国からトウモロコシを輸入しているということで、5 ページの上の方になりますけれども、日本でも速やかに B t 10 の安全性評価を行う努力を更にするべきだというお考えでございます。

これについては、評価書の中でも、それについての経緯、考え方をお示ししているところでございますけれども、また戻りまして参考の 1 ページ目ですけれども、これまでの農林水産省からの評価要請、それを受けて遺伝子組換え食品等専門調査会の中で、遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方に従って、科学的な知見に基づいて客観的かつ中立・公正に評価を行ったということで御説明しております。

提出された資料に基づいて、飼料として家畜が摂取し、それが畜産物としてヒトに影響する。こういったものを評価するということで、飼料及び畜産物としての安全性をも評価することにしたわけでございますけれども、遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方の 3 の ～ 、これは具体的には遺伝子組換えの飼料中に組換え体由来の新たな有害物質が生成されて、これが肉とか卵などの畜産物に移行する可能性。これを ～ としております。

として、遺伝子組換え飼料中の遺伝子組換えに由来する成分が畜産物中で有害物質に変換、蓄積される可能性。これを ～ としております。

として、遺伝子組換え飼料中の遺伝子組換えに起因する成分が、家畜の代謝系に作用して、新たな有害物質を産生する可能性、 ～ というのが規定されているわけですが、これらの可能性を完全に否定することができないということで、これは評価書の方の 4 ページ目を御覧いただきたいと思っております。ここに実際には遺伝子組換えの食品の方の評価項目が、第 1 ～ 第 6 までございますが、特に第 6 の組換え体のところで、実際いろいろ調べ

てみると、遺伝子組換えの遺伝子が複数入って、いろいろな問題点があるということが、この第6に記載があるわけですが、こういった状況があるということで、先ほどお話ししました飼料の方の安全性評価の考え方の3の～の可能性を完全に否定できないということで、遺伝子組換えの種子植物の安全性評価基準に準じて安全性を評価したところ、現時点では安全性を評価することは困難であるということで、これまでの評価の考え方をきっちりと御説明する形としております。

もう一つ、御指摘の中で、鶏に給与試験をしているので問題がないという件ですが、これについてはその他の哺乳類、家畜等に対する当該トウモロコシに対する反復投与安全性試験が実施されていない事実関係を御説明しております。

あとトータルとして評価書では、B t 10を飼料として家畜が摂取することに係る畜産物のヒトへの安全性について、現時点では判断できないと結論したことから、米国产の飼料用のトウモロコシについてのB t 10の混入率が1%以下の許容基準を設定するという諮問事項があったわけですが、これについては食品安全委員会における検討結果を参考としながら、農林水産省において適切に判断するべきと考えますということで、評価書のことについて繰り返しになりますけれども、御説明をしている形となります。

以上回答させていただくということで、基本的には評価書については変更しないということで結論が出ましたので、今回、御報告するものでございます。

戻りまして、そういうことで評価書でございますけれども、前回の食品安全委員会で詳細については御説明しておりますので、結果だけ述べさせていただきたいと思いますが、評価書の4ページ目の一番下の「V 食品健康影響評価について」ということで、めくっていただきまして5ページ目でB t 10についてですが、遺伝子組換え食品の種子植物の安全性評価基準に準じて安全性を評価したところ、現時点では安全性を評価することは困難であることから、ヒトに対する安全性について現時点で判断はできないと結論されたということ。

B t 10の混入率が1%以下の許容基準を設定することについては、安全性評価に関する上記の検討結果を参考としながら、リスク管理機関において適切な管理措置を講ずるべきと判断されるという、以上のような結果ということでございました。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、あるいは記載事項に関しまして、御意見、質問事項などございますか。よろしいですか。

それでは、このチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B t 10

につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論になりますが、B t 10の安全性については、遺伝子組換え食品種子植物の安全性評価基準に準じ安全性を評価したところ、現時点では安全性を評価することは困難であることから、ヒトに対する安全性について現時点では判断できないと結論された。また、米国産の飼料用トウモロコシについて、B t 10の混入率が1%以下の許容基準を設定することについては、調査会の検討結果を参考としながら、リスク管理機関において適切な管理措置を講じるべきものと判断されるということによるしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について」であります。自らの評価につきましては、企画専門調査会において審議が行われましたので、担当委員の寺尾委員長代理から御報告をお願いいたします。

寺尾委員 それでは、御報告申し上げます。昨年11月7日、これは第12回の企画専門調査会になりますけれども、ここで食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価につきまして審議が行われました。

その結果、本日の資料3-1の3番目に当たりますけれども「メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価について」が、案件候補として選定されております。この件につきまして、御存じのように、本年1月20日に、例の米国から輸入しました牛肉の中に脊柱が混入していたという事件がございましたけれども、これが起きたために、輸入手続が停止されたということで、当委員会での審議も当面見送ることにされておりました。

今回、案件候補と関連する報告も行うことが可能な状況になってまいりましたので、本日その取扱いにつきまして御議論しようというものでございます。詳細につきましては、事務局から御説明いただきますので、よろしくをお願いいたします。

寺田委員長 事務局、お願いいたします。

小木津総務課長 それでは、お手元の資料3-1に基づきまして、これまでの企画専門調査会におけます審議結果について簡単に御紹介させていただきたいと思っております。

企画専門調査会におきましては、さまざまな情報源から上がってきております、食品健康影響評価を行うべき課題のリストをつくりまして、更に議論を進めて、優先的に自ら評価を行うべき案件の候補を絞り込んでいくという作業をさせていただいているところでございます。この3-1の資料にありますとおり、この議論は第11回の企画専門調査会、これ

は 17 年 9 月 1 日に開催されておりますし、第 12 回は 17 年 11 月 7 日に開催されております。これらは、平成 17 年度における自ら評価の案件の絞り込みの作業であったわけですが、この過程で、1 回目で 11 案件候補が上がっておりましたが、絞り込みが行われまして 4 件に絞り込まれました。2 回目の会合では、更に議論が進みまして、後ほど御紹介いたします 1 件に絞られたということでございます。

簡単に、その案件ごとにテーマを御紹介させていただきたいと思いますが、まず 1 番目に書いてあります、キニーネにつきましては、実際に国内での流通実績もないということから、評価の必要性が低いということで、1 回目の会合で対象とはしないということになったところでございます。

2 番目の案件でございますが、成長ホルモン剤、成長促進剤についてでございますが、これについては実際に天然型のホルモンについては生理的変動の範囲内である。また、動物用医薬品としての承認された事例もないということで、現状適切に管理されているということがありまして、2 回目の会合におきまして、現時点で有している情報を整理して公表することとし、自ら評価の案件の候補としては報告しないという整理をされたところでございます。

3 番目でございますが、メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価につきましては、各種のデータを集める必要がある。これにつきましては、リスク管理機関と連携・協力が不可欠であるという議論や、実際の輸入状況、あるいは B S E が発生する可能性があるかどうかを把握する必要があるのではないかという議論がありまして、第 2 回目の会合では、慎重に対処することが必要であるものの、自ら評価の案件候補として委員会に報告すべきという結論が出たところでございます。

4 番目のクローン牛の安全性につきましては、国内では流通していないことから、評価の必要性が低いということで、1 回目の調査会で対象から外れたところでございます。

5 番目の食品添加物や農薬の複合汚染につきましては、そもそもデータが乏しいということで評価が困難であるということで対象から外れております。

6 番目のフッ素加工の調理器具の安全性につきましては、既に基準が整備されておりまして、緊急に評価する必要性は乏しいのではないかという議論がなされまして、1 回目で対象から外れております。

7 番目のビタミン A の過剰摂取につきましては、目安量等々の上限値が設定されているということで、適切に管理されていることから、管理状況を含めて現時点で有している情報を整理、公表するということで、自ら評価の案件候補としては報告しないという整理が

なされたところでございます。

8番目の臭素酸カリウムのリスクアセスメントでございますが、これについてもパンの製造過程で分解することが明らかになっているということで、そういったことを前提とした使用基準が策定されているということから、現時点で管理状況も含めた情報を整理して公表すればよろしいのではないかとということで対象から外れております。

9番目のアルミニウムのリスクアセスメントでございますが、これはアルツハイマー発症との関係について提案があったわけですが、これについては因果関係がそもそもはっきりしていないことから、評価の必要性が低いのではないかとということで、1回目で対象から外れております。

10番目の調理形態の違いによる食品中の無機ヒ素の摂取リスクの関係では、現在清涼飲料水の規格基準としての調査・審議が進行中でございますので、その中で議論いただくということで整理させていただいております。

最後ですが、11番目の食品中のアクリルアミドにつきましては、すでにファクトシートを作成済みでありますので、新たな知見があれば更新するというので、対象から外れているという検討結果になっております。

寺田委員長 どうもありがとうございました。特別質問ないですね。これはまた後で全部まとまってきます。

先ほど、寺尾委員長代理からも説明がありましたように、本案件候補は昨年11月7日の第12回企画専門調査会において選定されたものですが、今年1月20日に米国産牛肉の脊柱混入事件が発生し、米国産牛肉の輸入が不透明な状態になったことから、1月25日の第13回企画専門調査会において、一定の区切りが付いた段階でしかるべき時期に食品安全委員会において、その取扱いを検討するとされ、当面審議が見送られてきたところであります。

今般、米国産牛肉の問題については、現在リスク管理官庁においてリスクプログラムの遵守に向け取組みが行われているところであり、当面リスク評価機関としては直接関与する必要がなく、また案件候補と関連すると思われるGBRに関する調査事業の報告書がとりまとめられたところであります。

このような状況を受けまして、本日の委員会において御説明を行うとしたものであります。事務局の方から、引き続きお願いできますか。

境情報・緊急時対応課長 それでは、引き続き資料3-2に基づきまして、メキシコ、チリ、中国におけるリスク管理の状況等につきまして、簡潔に御説明させていただきたい

と思います。横長の2枚紙を御覧いただきたいと思います。

標題にございますように、これは昨年11月7日の第12回企画専門調査会におきまして配付させていただいた資料でございます。

下の注にございますように、中身につきましては、内容を一部更新できる分は更新させていただいております。

まず1ページ目の左上を御覧いただきたいのですが、国内の状況につきまして、我が国の状況ですけれども、食品衛生法による措置といたしましては、基本的にBSE発生国からの牛肉等の輸入は禁止している。ただ、米国・カナダからにつきましては、先般輸入解禁をしているところであります。また、すべての国からのSRMの輸入を自粛するよう、輸入業者に対して指導しております。

は家畜伝染病予防法でございますが、こちらは基本的に同様な対応を取っておりますし、BSE未発生国も含め肉骨粉等の輸入は停止しているという現状でございます。その下に(2)として、メキシコの状況が書かれております。情報源は欧州食品安全機関(EFSA)によるGBR評価報告を基に記載させていただいております。

が、SRMの除去でございます。SRMに関する禁止令はないということで、メキシコ、チリ、中国というのは、いずれもBSE未発生国でございますので、基本的にSRMが存在しないという理解になっております。

SRMは、通常ヒトの食用として消費されるということですが、フィードチェーンには入っていない、飼料には回っていないと考えられるということです。

が、飼料規制でございます。2000年10月から、反すう動物への反すう動物由来肉骨粉の給餌を禁止しております。

が、BSE検査でございます。1996年終わりからアクティブサーベイランスを開始し、2003年までに2,047頭の検査を実施しております。

2ページ目にまいりまして、(3)としてチリの状況でございます。これも同様にEFSAのGBR評価報告が情報源でございます。

のSRMの除去につきましては、同様にSRMに関する禁止令はなくて、通常ヒトの食用として使用される。

のフィードバンにつきましては、反すう動物由来肉骨粉につきまして、2000年12月から反すう動物への給餌を禁止しております。2004年2月からは哺乳動物への給餌を禁止するという規制を行っております。

のBSE検査につきましては、1996年以降、大部分がパッシブサーベイランスで、20

02年からは若干のアクティブサーベイランスを開始しておるといふことであります。

(4)の中国でございますが、これは中国農業部の公報等を基に整理しております。

のSRMの除去につきましては、SRMに関する規則等はないということで、脳などの食習慣はあるが、収集、加工する産業システムはない。

の飼料規制につきましては、1992年6月から反すう動物由来肉骨粉の反すう動物への給餌を禁止し、2001年3月からは動物由来肉骨粉の反すう動物への給餌を禁止しております。

のBSE検査につきましては、1997年からパッシブサーベイランスを開始しております。2001年からはアクティブサーベイランスを行っております、2001年から2003年までに7,267頭、2004年には3,416頭の検査を実施しております。

1ページ目の真ん中の欄に戻っていただきたいと思ひます。でございますけれども、SPS協定という、こういった動植物検疫についての共通の規則を国際的に定めておるわけでございますが、それに基づきまして、家畜防疫につきましては、国際獣疫事務局(OIE)が定めております、陸生動物衛生規約が衛生基準になっておりました、その中にBSEに関するコードがございます。こういったOIEコードの中で、リスク評価の手法、リスクカテゴリーに応じた輸入条件が規定されておるといふことで、これが一つの国際基準になっております。

でございますけれども、EFSAは、このOIEの規約に挙げられているリスク評価手法を考慮しつつ、各国のBSEのリスクを定性的に評価しております。そういった意味で、OIEとかEFSAの評価書が参考になるのではないかと考えております。

右の一番上に、現在、我が国が輸入しております輸入量が2005年度の数字として書かれております。総輸入量は、45万8,104tといふことで、うちメキシコは7,426tといふことで全体の1.6%、チリは2,680tといふことで全体の0.6%、中国は37tといふことで0.01%といふことで、量的にはあまり多くないという状況でございます。なお、中国は口蹄疫の発生がございますので、煮沸牛肉が輸入されておりました、加熱処理が条件とされております。

その下のEFSAによるGBR評価というものがございます。その評価結果によりますと、メキシコとチリはレベル、中国は未評価といふことになっております。このEFSAのGBR評価につきましては、申請のあった国に対し質問表及びデータ要求文書を送付し、期限までに回答のあった国について評価を実施しております。

このGBRでございますが、地理的な地域又は国においてBSE因子の感染によって、

臨床症状を伴う又は前臨床段階にある牛の1頭もしくはそれ以上の存在性を以下の4つのレベルに分けて評価を行っているということで、このレベル というのは、存在するようであるが確認されていない、あるいは確認が極めて少ないというものでございます。次のページの右側でございますけれども、こういったG B Rのレベル分けに従いまして、E Uではレベル に該当する国につきましては、当該牛が当該国で生まれて、飼養され、と畜された旨を含む証明書の添付を義務づけております。

それ以外の、 、 の国につきましては、ここに記載されているように、ピッシングをしないとか、機械回収肉を含まないとか、月齢を含めた、例えば12か月齢以上の頭蓋及び脊髄、24か月齢以上の脊柱、全月齢からの扁桃、腸管及び腸間膜の除去を条件として牛肉を輸入しております。

一方で でございますが、O I Eがチリ等のB S E評価を行っております。今年5月のO I E総会におきまして、アイスランド、パラグアイ、シンガポールと並びまして、チリが暫定清浄国という2番目に清浄な国として認めるという結論になっております。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。いろいろと御質問あるでしょうけれども、全部の説明が済んだところでまとめて御意見などをいただきます。

今、寺尾委員長代理と事務局から企画専門調査会における審議の経過、私も申し上げましたけれども、関連の情報について説明していただきましたが、委員会では平成17年度から個別の国ごとのB S Eリスクを評価する上で、参考となると考えられる主要国における牛海綿状脳症のステータス評価手法に関する情報収集と現状調査について調査事業を行っております。

本日の審議にも参考なると思いますので、その調査事業の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

境情報・緊急時対応課長 それでは、資料3 - 3のA 4縦長の3枚紙に基づきまして御説明をさせていただきます。標題は「『主要国による牛海綿状脳症のステータス評価手法に関する情報収集と現状調査』（概要）について」ということで、報告の概要としてまとめさせていただきます。

「1. 調査目的」の5行目からでございますように、食品安全委員会では、これまで米国産、カナダ産牛肉のリスク評価を行ってきましたけれども、B S Eに関するステータス評価につきましては、先ほど御説明しましたように、O I Eが評価に当たって考慮すべきリスク要因を定めておりますし、E Uが自らステータス評価手法を開発し適用しております。

本調査は、主要国の政府や研究機関で行われている B S E のステータス評価に関する文献を収集・整理し、各国における B S E のステータス評価手法を調査・比較検討することにより、今後の B S E のリスク評価に資することを目的としております。

「 2 . 調査概要 」でございます。大きく 3 つに分けております。

が、O I E の O I E コードの B S E 関連条項の評価手法、それから E U の地理的 B S E リスク、E U の G B R とっておりますけれども、これにおける評価手法を調査し、両者を比較検討しております。

が、そういった O I E コードを参考に、定性的に B S E の感染状態を考察しており、南米、スイス、韓国における評価手法。

が、独自の定量的リスク評価を進めたカナダの評価手法、それから他国についても半定量的な評価を試みました我が国の農林水産省において行われました評価手法について調査しております。

この中で、O I E の評価手法と E U における評価手法の比較につきまして、2 ページ目以降に御紹介しております。

2 ページ目は、O I E と E U ・ G B R の比較ということでございます。

まず「 1 . O I E コードについて 」でございますけれども、いわゆる清浄又は暫定清浄国であるかどうかという評価につきましては、専門家、アドホックグループで作業を行いまして、その評価結果を O I E 動物疾病科学委員会に勧告し、総会で決議するというところで、チリは暫定清浄国になったということでございます。

でございますけれども、この評価は任意的なものということで、各国の申請に基づきまして実施されるものでございます。

としまして、B S E ステータスは、O I E コードの中で条件がありまして、リスク評価、関係者の B S E 認識強化、疑いのある牛の届け出制度、サーベイランスのモニタリング、B S E 検査の実施といったことによつてのみ決定されるべきとされております。現在の各国のステータス分類は 3 つのカテゴリーになっておりまして、無視できるリスク国、管理されたりリスク国、不明国という 3 つになっております。

ただ、括弧書きにございますように、2006 年、今年の総会までは、以前のステータスによって分類することとされております。すなわち 5 段階でございまして、清浄国、暫定清浄国、最小リスク国、中リスク国、高リスク国に分類することとされておりますので、先ほどのチリとかアイスランドといった国は、この中の 暫定清浄国になっておるということでございます。

「2. EU・GBRについて」でございます。EUにおけるBSEステータス評価につきましては、家畜もしくは畜産由来製品の貿易に伴う加盟国へのBSE病原体の侵入を防ぐために、貿易相手国のBSE浸潤状況を評価するものでございます。

は、評価対象国が評価してほしいという申請に基づきまして評価をスタートするというところでございます。したがって、このEU加盟国に牛肉等を輸出したい国は、この評価を受けなければいけないということです。

は、GBRは、ある時点の対象国のリスクステータスを評価する方法であって、サーベイランスに基づいてリスク管理措置の有効性を定量的に評価するシステムではない。

は、BSEステータスは、GBR評価、関係者の教育プログラム、疑いのある牛の報告義務、検査義務、継続的なサーベイランスとモニタリング、認定機関でのBSE検査、こういった5つの基準によってステータスが決定されるということになっております。GBR評価におけるレベル分けでございますが、先ほど横長の紙で御説明しましたように、4段階ということでレベル 、 、 となっております。

下の括弧にあります でございますけれども、EUにおけるステータス分類ということで、実はステータス分類は5段階になっておりまして、GBRというレベル 、 、 、

は、その1つの要素ということで、先ほど上の にあったようなほかの要素も勘案して、5段階にステータス分類がされるということとなっております。ただ、現時点では、5段階までの決定は行われていないということで、GBRのレベル 、 、 の区分がまだやられていないということでありまして、この5つのステータスにつきましても、現在OIEの分類に沿ったものとする規則改正案が審議されておりまして、欧州理事会で承認されれば、本年夏にも施行されるものと予想されております。

3枚目の横長の表を御覧いただきたいと思っております。これはOIEとEUのBSEステータス評価要素と特徴ということで、表はGBR部分のみ記載がされております。左に評価の要素ということで並んでおります。こういった項目につきまして、OIEコードではすべてこういったデータを求めて評価しておるということであります。

右のEU・GBR評価におきましては、リスク要因1～8としてこういった項目を求めているということで、獣医行政当局の評価のみはEUでは入れていないということでありまして。

対象としている国・地域は、OIEコードは当然のことながら世界共通ということで対処しておりますし、EUも基本的には同じですけれども、加盟国と加盟国に牛肉を輸出したいと希望する国が対象でございます。

評価手法は、いずれも定性的ということになっております。

特徴点につきましては、OIEコードは当然BSEリスク評価について、OIE加盟国に共通に適応し得る指針となっております。また、陸生動物衛生規約という幅広い国際規約の一部という形で存在しております。右のEUでございますけれども、GBRはEUによるBSEステータス評価の一部であって全体ではない。評価は定性的であり、未発生国において最初の症例が発見される可能性を評価する能力が高い。リスク要因6（サーベイランス/モニタリング）は、評価結果が境界線上にある場合にのみ考慮されるということで、大きな評価要素としましては、やはりSRMの除去とか、飼料規制、そういったものが重要視されているということになります。

リスク要因1、8といったものについては、評価結果には影響を与えていないという結果になっております。

この報告書の公開につきましては、著作権上の問題を整理しました上でホームページに掲載する予定でございます。なお、手続や作業の都合で、掲載されるのは7月下旬～8月上旬ということになるとお思いますので、その点よろしく御了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。調査事業全体に関しては、7月か8月ごろにホームページに出るとのことですね。

境情報・緊急時対応課長 はい。

寺田委員長 ありがとうございました。

これまでの報告につきまして、何か御質問などございますでしょうか。事務局の説明、企画専門調査会から出てきたプロセスの問題等含めまして、どうぞ。

見上委員 今、御説明いただいたもので、別添1のOIEコードとEU・GBRの比較のところなんですけれども、「2. EU・GBRについて」の、ここをちょっと読ませていただきますと「GBR評価は、評価対象国が評価されることを求めてはじめて評価がスタートする」。ここはいいんですけれども「EU加盟国に対して牛肉製品を輸出したいと考える国は」とあるんですけれども、EU以外の国に対しては、どういう考えになるんですか。要するに、EUの中ではこういう取り決めはよくわかるんですけれども、例えばEUの加盟国が、日本みたいな国に対して輸出したいとき、一切GBRは関係ないということですか。それでよろしいですか。

寺田委員長 どうぞ。

境情報・緊急時対応課長 EUは、先ほどEFSAの評価では、GBR、

という、加盟国 25 か国も評価しておりますし、また E U 域内に牛肉を輸出したいという国も申請に基づいて評価しております。例えば、G B R という国があるわけですが、E U 加盟国も 22 か国これに該当しておりますし、E U 加盟国 25 か国でいきますと、G B R というのがスウェーデン 1 か国、G B R というのが 22 か国、G B R が英国、ポルトガルという形になっております。

この E U 加盟国以外からも、例えば G B R という国は 16 か国ございます。その中で、例えばポーランドとかスロベニアとかリトアニアとかチェコとか、こういった幾つかの国からは牛肉を現に輸入しておるといふことであります。

したがって、こういった加盟国以外からも輸入したければ、E F S A の G B R 評価を受けているということがございます。そのレベルに応じて、先ほど横長の紙にございましたように、S R M の除去とか、いろいろな要件が上乘せされている。そういった形で牛肉の輸入を認める形になっております。

見上委員 それでは、日本みたいな国が E U から輸入したい、あるいは E U の国が日本に輸出したいという場合は、日本はどういうふうになるんですか。

境情報・緊急時対応課長 当然、E U から日本に輸入する場合には、E U は B S E 発生国が大半でありますし、また E U 全加盟国から今、輸入をストップさせております。したがって、当然我が国に輸入したい場合には、我が国のリスク管理官庁でございます、厚生労働省、農林水産省において、輸入を認めるかどうかということを決定する必要があります。

その場合には、これまでのアメリカ、カナダの経緯からいきますと、当然この食品安全委員会にリスク評価を求めるといふ手続を踏んだ上で、その結果を踏まえて輸入をするかどうかということが決定されるのではないかと思います。

見上委員 よくわかりました。

寺田委員長 どうぞ。

中村委員 今と同じ資料 3 - 3 の一番最後の O I E コードと E U ・ G B R の比較の右の下の方の特徴点のところ、ここがよくわからないんです。評価は定性的であり、未発生国において最初の症例が発見される可能性を評価する能力が高いと書いてあるんですが、この評価が定性的であるということと、まだ発生していない国で見つける可能性、評価する能力が高いというのは、どういう根拠というか、意味なんですか。

境情報・緊急時対応課長 E F S A の評価というのは、定量的でない、数値として何点以上とかという形で評価されているのではなくて、4 つにレベル分けしておりますけれど

も、数量的ではなくて一応性格的に清浄国であろうとか、あるいは少ない発生があるか、出てなくても発生の可能性は高い、レベル ですけども、そういった形で定性的に評価しているということでございます。

最初の症例が発見される可能性を評価する能力が高いというのは、BSEという病気の特徴としまして、ただ臨床症状とかを見ていただけでは、BSEであるかどうかというのは、決定できないという特徴がございます。

また、サーベイランスとか検査をやらなければ確定できないわけですので、そういった意味では発生はないと言っているけれども、実際にBSE発生国から過去に生体牛とか、肉骨粉をたくさん輸入しているとか。あるいは資料が不十分であるといったことがあれば、当然BSE発生の確認はされていなくても、発生する可能性があるということを一応性格づけができるという意味で、このEFSAのGBR評価は優れている。この調査事業の中では、委員会でそういった特徴づけがなされているということでもあります。

中村委員 伺ったのは、勿論評価が定性的であって、その内容はよく承知しているんですけども、要するに、このやり方がほかのいろんな評価のやり方に比べて、まだ発生していない国で見つける可能性が高いという、特にそういう特徴はどこにあるのかと思ったので、今の御説明だと別にこのやり方が、特に際立って発見する可能性が高いというふうには、ちょっと受け取れなかったんですけども、そうでもないんですか。

境情報・緊急時対応課長 この表は、OIEコードとの比較で相対的に述べているわけですので、絶対的に見て能力が高いかどうかというのは、また議論があると思いますが、OIEのGBRの評価の部分から比べますと、EFSAの方がGBR評価のところについては、ある程度綿密にやられているという評価であろうと思います。いずれにしても、この部分は調査事業を行いました団体の内部の委員会でございますので、また御質問の詳細につきましては、当該委員会に確認をして報告したいと思います。

寺田委員長 一つ関連して質問があるんですけども、EUという場合に、例えば日本がEUから輸入する場合は、各国を評価するわけですか。それとも、EUとしてある程度足切りみたいにして、その上のところをいろいろ評価するのか。どういうふうになっているんですか。

境情報・緊急時対応課長 それは、実際にEU加盟国からの我が国への輸出要請というものがあることで検討されることになるとは思います。一義的にはEU加盟国で輸出したいという国が、あるいはEUがどう考えるかということと、あと農林水産省、厚生労働省で輸入をどういった範囲で、すなわちEU25か国でいくのか、各国ごとにやるのか、そちらの

御判断になってはいかがでしょうかと思います。そういった前提をリスク管理官庁で共有された上で、当委員会の方にリスク評価の申請がなされるのではないかと考えております。

寺田委員長 さっき中村委員が質問された、OIEコードとEU・GBRの話は、OIEコードの方は各国が取っている対策はあまり入っていませんね。過去の侵入とか現状の話をしている。EUの方は、どちらかというところサーベイランスをどれだけやっているとか、そういうことが入っているというふうに解釈してはいけませんか。非常にプリミティブな質問だけれども、そうではありませんか。

境情報・緊急時対応課長 基本的には、OIEコードとEFSAの評価手法というのは似ていると思います。ただ、OIEコードの特徴は、無条件物品というものがあまして、BSEのカテゴリーの国が、どういうステータスがあるかにかかわらず、無条件物品というものがあまるわけですね。骨なし牛肉であって、ピッシングをしていないとか、そういった規定があって、30か月齢以下の牛由来であれば輸入できるという形になっております。

先ほどの資料3-2の横長の2ページ目に、右にございますように、EUの場合は無条件物品というのはなくて、基本的にこういった12か月齢以上の頭蓋及び脊髄を除去したとか、24か月齢以上の脊柱を除くか、全月齢から云々といった条件がEUとしては規定されているということでございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

そのほかに何かございませんか。どうぞ。

小泉委員 1つわからないところがありまして、横長の別添2ですけれども、評価の要素の一番下に獣医行政当局の評価で、OIEだけが付いていて、EU・GBRには付いてないのは、どういう意味なんでしょうか。

境情報・緊急時対応課長 この資料で、先ほど御説明するときに、これはGBR部分だけを比較しているというふうに申し上げましたように、これはGBRという生体牛の背景リスクを評価する部分だけを抜粋しておりまして、そのほかに先ほど言った教育訓練だとか、届出義務だとか、サーベイランスだとか、そういったものを当然OIEコードでも評価した上で、国のカテゴリー分けをすることになっております。

EFSAの方も同様でございます。先ほどの2ページ目の2.の に書いてあるような項目を、GBR以外にも評価した上で、国のステータス分類I~IVまでを分ける形になっておりますし、OIEの方は1の にございますように、GBR評価部分に合わせまして、BSEの認識強化だとか、届出制度だとか、サーベイランス/モニタリング、検査実施といったものを評価して、国のカテゴリーを決めているという形になっております。基本的

にやり方は類似していると考えております。

小泉委員 何かこれを見ていますと、EUは行政当局が関わっていないように見えるんですが。

境情報・緊急時対応課長 いわゆる行政当局の組織体制みたいなものは、EUでは考慮されておられません。

小泉委員 わかりました。

寺田委員長 どうぞ。

坂本委員 質問ではなくて確認なんですけれども、自ら評価としてメキシコ、チリ、中国の3か国を選ばれているんですが、今の御説明によりますと、それぞれの国がリスク、あるいはスクリーニングの方法があまり確認されていない国で、ましてや中国に至ってはほとんど何もわかっていない国だろうと。この3つの国を選ばれたのは、どういう理由かということが1つです。

それから、こういった条件が違う場合の安全性について、共通の安全性評価の条件が見つかるのかどうかということです。

3番目に、もしこの場合に、この自ら評価の中では安全性評価の方法論自体を検討するために、この評価法を取り上げられたのかどうか。

その3つについてお伺いしたいと思います。

境情報・緊急時対応課長 本日のこの委員会に御報告させていただいておりますのは、先ほど寺尾委員長代理からお話ございましたように、11月の企画専門調査会での結果を受けて御報告しているわけでございます。実は、この企画専門調査会での議論は、まず企画専門調査会の委員の方から、この3か国の名前を挙げて評価したらどうかという御提案があったということと。あとは消費者団体からも同様な御要望があったわけです。したがって、企画専門調査会の中でも自ら評価の案件として議論を進めてきたという経緯があります。ですから、この3か国を選んだということに、この委員会として大きな意味があったというわけではありません。

それから、当然これからいろいろ御議論いただくことになろうかと思っておりますけれども、この3か国、あるいはその他の国もあるわけでございますけれども、こういったいろんなBSEの背景とか、国のリスク管理状況の違う国を評価することになりますと、何らかの共通の考え方というものを整理した上で取り組む必要があるのではないかと私は感じております。

坂本委員 結局これで安全性評価の方法論を検討しようというのが、一つの目的だろう

と思います。これがわかってくれば、先ほど委員長がおっしゃいました、いずれは一つひとつの国を全部チェックしていこうということだと思います。その確認だけです。ありがとうございました。

寺田委員長 どうぞ。

齊藤事務局長 補足させていただきますと、今、境課長からお話のあったとおりで、企画専門調査会で3か国ということで御提案があったわけです。そこはあくまで企画専門調査会の意見であって、本日御議論いただきたいのは、その3か国をやることの是非も含めて、この案件をどういうふうに委員会として進めていくのか。逆の言い方をしますと、別に3か国にこだわらないわけでありまして、どういう形で企画専門調査会の提案に対して、委員会として積極的に進めるなり、また問題点があるからいろいろ検討するなり、そういうことをここで御議論していただいて方向性を出していただければ、またそれを踏まえて次のことを考えていくという段取りになると私たちは思っております。

坂本委員 その3か国になぜなったのか、実は私も専門委員会に出ておりましたので、国の名前はわかっておりましたが、実際に輸入先の国を見ますと、この3つの国よりもっとたくさん輸入している国がほかにもあるわけで、なぜ中国なのかという疑問も出てまいりましたので、そういうところを含めてお尋ねしました。

寺田委員長 私が答えるのもあれですけども、事務局長が言われたとおり、企画専門調査会でこの名前が挙がっておりますけれども、どういうアプローチでやっていくか、どの国がやるかということは、ここの委員会で決めて、それから後から言おうと思ったんですけども、プリオン専門調査会とか、これはどうしても管理官庁に嫌がられるかもしれないけれども、御協力がどうしても必要になってきますので、そういうことも含めてどういう方向に持っていくかということになると思います。

まずは、とにかく例えばの話ですけども、メキシコ、チリ、中国産等の牛肉に関わるような食品健康影響評価につきまして、自ら行う食品健康影響評価の案件として、委員会として取り上げるということによろしゅうございますか。

どうぞ。

見上委員 日本が牛肉等を輸入している国について、牛肉の輸入量だとか、各国での消費量を事務にまとめてデータを出すようお願いした資料があるので、その資料を使ってBSEに関する国際的な状況についてちょっと御説明したいんですけども、よろしゅうございますか。

寺田委員長 よろしく願いいたします。

見上委員 それでは、事務局、資料を回してください。

今、坂本委員が御指摘なさった面も含まれているんですけども、資料は「牛肉の国別輸入量」、平成17年度で一番輸入した国をトップに、オーストラリア、ニュージーランドの順番に日本は輸入しております。確かに御指摘のように、企画専門調査会では、メキシコ、チリ、中華人民共和国を「等」という言葉で挙げていたわけですけども、下の注1～3を見ていただくと、こちら挙げられた量は冷蔵肉、冷凍肉に加えて、煮沸肉、ほほ肉、頭肉が含まれているということです。

カナダ、アメリカに関しては、つい最近、12月から1月20までに入れた分だけしかここに書いてございません。当然のことながら通関したものです。

もう一つ、注3には、牛肉のほか、牛肉関連調整品も加わっております。ですから、ここに書いてありますように、ある程度熱をかけられた肉、そんなものが先ほどの境情報・緊急時対応課長からの説明のように、口蹄疫がある国は熱をかけないと輸出できませんもので、そういう肉も入っているということです。

次の資料を見ていただくとわかるんですけども、これは今、挙げた各国における1人当たりの年間牛肉消費量を挙げております。この表をざっと見ますと、日本の消費量は、いわゆる先進国の間では最も少ない量です。もう一つわかることは、それぞれの国の国民は、自国産牛肉の安全性に自信を持っているようで、これは全頭検査せずに消費している肉の量です。ですから、例えばオーストラリアを例に挙げますと、日本の約5.数倍、一番高いアルゼンチンでは、日本の約6.数倍という量でございます。ということは、相当大まかな計算ですけども、日本人より多い国の人々は5倍も6倍も食べているという説明でございます。

以上のことを踏まえますと、メキシコ、チリ、中国などのリスク評価については、情報収集の面で、直ちにに取り組むということは、なかなか難しい面があるということで、企画専門調査会で論議されたという経緯も考えますと、評価できるようにまず努力してみる必要があると思います。

自ら評価を行うのであれば、当然のことながら固定した国ではなくて、いろんな国がありますので、先ほど一部お答えが出たように、何らかの共通の評価手法の考え方を整理していくことが必要ではないか。そのためには、OIEとかEFSAなどの国際的な考え方をよく勉強することが重要であると考えます。

以上です。

寺田委員長 ありがとうございます。皆さん、何か御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

小泉委員 今、見上委員が言われたことと、かなり重なる面もあると思いますが、やはりこの自ら評価に関しては、幾つか問題があると思います。

まず、先進国であるカナダ、米国を、前回のプリオン専門調査会でいろいろ評価いただきましたが、資料集めに関しましては、非常にほかの省庁の協力を仰いでやっと収集したという状況でありますし、またそれでもデータがまだ不十分でわからないということを専門委員の方々が多く意見を出されました。

一方、メキシコとかチリとか中国なんかを見てみますと、メキシコ、チリはE F S AのG B R評価を受けておりますので、ある程度信頼できるデータがそろっているかと思いますが、中国に至りましては、世界に共通するような評価も受けておられませんし、現実にはどういったデータがあって、またそのデータがどれくらい信頼できるのかということもわからない状況でありますので、こういった状況の中で科学的評価を行うのは、私個人としては現時点で不可能であろうと思います。

そういった状況から、やはり日本に輸入されてくる幾つかの国の評価を仮に行うとするならば、まずいろんな国の評価を行う際の我が国の評価基準、そういったことを今ほかの先生方がおっしゃったようにやっていくべきであろうと思います。しかし、この評価手法は、日本国内だけにしか通用しないような評価方法では、やはりほかの国々のリスク評価をしましたと言っても世界に受け入れられない状況が発生するのではないかと思います。この点につきましても、E F S AとかO I Eとかといった評価手法をいろいろ検討していただいて、プリオン専門調査会において検討した結果についても、我々是一緒に検討していくべきだと思います。

こういった中で自ら評価には、この3つの国にはこだわらないで、やはり輸入される量が多いとか、あるいはリスクが高そうだとか、あるいは信頼できるデータがそろいそうだといったようなところをも優先的に行うのも一つの方法ではないかと思います。

以上です。

寺田委員長 ありがとうございます。どうぞ。

中村委員 自ら評価で、この方向でやっていこうということに、特に異論はないですけれども、やや問題がややこしくなる可能性もないではないなと思います。といいますのは、今まで出ているように、非常に情報が不足していて評価に苦労はするけれども、その評価をしていった段階で、B S Eの発生が、例えばより可能性が高いとか、あるいはもっと極端なことを言えば検討している間にB S Eが出たとか、そういうときに今まで、例えばメ

キシコは7,400t入れて食べていたではないかと、チリだってこれだけ食べていたと、そんなに量は多くないですけども、食べていたものを、一体管理官庁としてはそれでいいのかどうかということが、ちょっとややこしい思いが禁じえないんです。

ただ、一方から考えれば、カナダにしてもアメリカにしても、発生はしていなかったのが発生した。それを受けて、これは大変だと、輸入はとにかく止めて検討しようということにしたわけですから、そういったやり方に比べれば、やや予防的な意味は決して少ないという気はします。ただし、今、言いましたように、一般の消費者に対して、あるいは国民に対して、ではそんなリスクがあったものを今まで平気で輸入して食料として供給してきたのかというような不安とか、そういう感情を誘発しないかという思いが私にしますので、ですからそういう意味ではやや慎重ということでもないけれども、より精緻な考え方で取り組む必要があるのではないかという気はしています。

寺田委員長 ほかにございますか。

どうぞ。

寺尾委員 いろいろな情報を集めなければいけないんですけども、多分食品安全委員会だけの能力では十分な情報が集まらないと思うんです。やはりこれは管理機関、農水、厚労にそういうところを協力してもらわないといけないという感じがしますので、まずそれをよく話をすることが必要だろうということと、我々が評価したときに、その評価の結果を管理機関がどういうふうに取り扱うかというもう一つの問題があります。ですから、そこら辺のところをよく管理機関と話をすることが必要ではないかと考えます。

寺田委員長 ほかにございますか。中村委員がおっしゃるのもよくわかって、私もちょっとそういう感じがするんですけども、ただ企画専門調査会でそういうものがばっと出てくると、わからないこと自身が不安だろうから、これは管理機関の御協力を得られるかどうかにもよりますけれども、やはりどういう状態であるのかということの評価して、それでどうするかということは、やはり注意深くやる必要がありますけれども、必要ではないかという感じがしているんです。

たまたま中国が出ているんですが、国際問題になると困るんだけども、というような感じを一般の方は持っておられるわけです。中国というターゲットをするのではなくて、今、見上委員もおっしゃったけれども、全体的な日本の国内の評価でプリオン専門調査会が一つのやり方をやったと、今度、カナダ、アメリカで、これは、リスクはあるけれども、コントロールされた立場であると。そうすると、次にどこの国とアイデンティファイしなくても、いろんな立場のところをどういうふうの評価していくか、おっしゃるようにひょ

っとしたら資料が集まらなくて途中でアウトになるかもわからないけれども、それも含めて不安を起こしてしまうかもわからないけれども、国民に知らせる方がいいような感じかしております。

中村委員 そういった資料を集めるということは、勿論絶対必要なことでやらなければいけないと思うんですけれども、私はこれからのBSEの世界的な、国際的な問題点、課題を考えたときに、やはりアジア、東南アジアだと思うんです。それはなぜかということ、例えばアメリカの大学の調査でも、いわゆるヨーロッパでかなり発生していたときの肉骨粉が、日本には勿論きていたわけですが、アジアの各国に入っているわけです。それが輸入の地図として残っているだけけれども、ところが実際発生はないというふうに言われている。

ただ、日本はそういう意味で言うと全頭検査をこれだけやってきて、それについては勿論いろんな意見はありますけれども、蓄積をかなり持っていると思うんです。ですから、調査すると同時に、そういった日本が経験したことを、まだBSEの何たるかもよくわからないような国々に提供して、それで発生があったときにはそれがすぐわかるように、それからできれば発生があったときに大混乱、パニックを避けるような知恵を提供することが、こういった情報の収集と併せて、どちらが先か、あるいは並行か、それはわかりませんが、やる必要があるのではないかという気がするんです。

ですから、そういう意味でメキシコ、チリは勿論アジアではありませんけれども、そういういろんな国々に目を向けていくということは、とても必要なことではないかと思えます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。私も余裕があれば、できるだけやるのがいいと思いますけれども、どこまでやれるのか、ちょっとそこが心配なところですが、いわゆる管理官庁が、今もここまでやっているのに、もう余分なことをすると言われるかもわからないけれども、やはり管理までいかなくても全体がどうなっているか知りたいということがあるんです。私たち安全委員会を預かっている者の立場ではなくて、一般の方はそういうふうに企画専門調査会などでおっしゃっているし、わかる範囲内でやらざるを得ないのではないかと。どれほどのリスクが本当にあるのか、ないのか、それから言われたアジアのことは、スイスのキムさんがここへ来られて、スイスとしては、たしかタイだったと思いますけれども、普通のウエスタンからそういう教育を政府の人を何人か呼んで毎年やっている。それは、将来あそこは一つのスポットになる可能性が高いからといって、私たちアジアによる国としては、どういうコストがあるのかということも含めましてやる

のはいいことだと思います。

どうぞ。

本間委員 こういう調査をするときに、幾つかの物差しが当然あるわけでありませうけれども、こういうのを、ある一点の調査ではなくて、例えば1年経ったら同様なものを作って見て、そしてどれだけの改善度があったか、あるいは信頼度が上がったか、何かそういう努力の集積が見られるような、我々がというか、日本がやるわけでしょうけれども、それをある期間公表していく、お互いにやることが見えるような集積、公表の仕方はいかかなものかだと思います。一点だけの調査ということではない方が、やる気になるというんでしょうか。

寺田委員長 私はよくわかりませんが、例えばそういうものは、特にE F S Aはヨーロッパですけれども、既存のO I Eという国際機関がありますし、あるいは196か国が可能な方法であるスタンダードをつくっているわけです。だから、貧富の差とか、いろんなことがありますから、その場合にはそういうことを含めてやっているO I Eを使うのがいいのではないかと。

だから、一つの国が全体をやるのは難しいですね。

本間委員 取引の多いところですね。

寺田委員長 輸出入の多いところはね。それはそうですね。評価して、その評価の結果が、そうするとどちらかというと、本当は定量的評価で方策をやったら危険度が下がったと、それが数字で表されたら一番いいんですけれども、大体発生率がそんなに多くないから、例えばこれをイギリスでやるならわかるし、日本の場合も少ないですけれども、多分これで2年、3年経っておりますし、生まれたときから何年経ったんですかね。あれからリアルパーンで出ていませんね。例えば、そういうものがちゃんとできているというと、21歳とか、22歳とか関係なしに、管理側の法則をきちっとやったということがわかりますけれども、年齢が相当かかりますし、変な答えになって申し訳ないんですけれども、そんな感じですね。

ほかに何かございますか。今さっきから出ておりますけれども、この話はやはり皆さんおっしゃるように、データがなかなか出ない可能性もありますし、リスク管理機関の御協力とやっている途中で、リスク管理機関がこれをどういうふうに使うかという立場から御協力願えるものだと、そういうデータが集まれば大変ありがたいけれども、そういうことになります。

それから、当然のことですけれども、プリオン専門調査会にこういう話を持って行って、

専門家の立場からとてもではないけれども無理だとおっしゃるかもわからないし、いややりましょうということを検討していただいて、私たち委員会として、それをまた今度は企画専門調査会のこういうことになりましたという答えをスタートするときにはやらなければいけない。それも先ほどから皆さんおっしゃっていましたように、個々の国というよりも一般的な共通的な概念、評価の方法とか、そういう本当に何もなしのところから始めるという感じで、ただ基になっているのが日本国内と米国、カナダ産の評価をやったことを土台にして、その上にOIEの基準とかを含めてやっていくんだろうと思いますけれども、どうなるのか、いつものとおりプリオンに関しては出発で、まだはっきり見えませんが、とにかく私自身はこの表を見まして、評価が正しいのかどうかは別にしまして、随分知らないところの肉が入っている感じがするんです。こういうところは、どういう対策をやっているのか、年齢を抑えているのか、SRMを全部取っているのか、二国間でやられる場合は多分管理官庁がちゃんとやってらっしゃるんでしょうけれども、そういうことも含めましてやっておく必要があるのではないかと思います。

いろんな御意見がございましたけれども、これを進めていく方向で検討するというところでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

寺田委員長 それでは、そうさせていただきます。

もう一つは、いきなり個別の国ごとの評価に入るのではなくて、先ほどから言っております、評価に関わる共通の審議事項を整理していくということ。これも先ほど言いましたけれども、日本のBSE国内対策、次にリスクがあり、リスク管理をしている国として、米国、カナダのリスク評価をしてきたことを踏まえて、広く米国、カナダ以外の国で、日本が通常輸入している国を対象とすることを念頭に置きながら、特別この国だというふうな初めから決め付けないでやっていくというようなことでよろしゅうございましょうか。

そうは言うものの、これはプリオン専門調査会の先生方に意見を聞いてみる。それから、リスク管理官庁の方にもいろんな考え方とかをお伺いするという事で、管理官庁にそういうことを聞くだけでも随分事実がわかってきて悪くはないと思っています。事実がわかってくるというのは、私が知らないことがわかるという意味です。

それでは、そういうことでこの件に関しましては、よろしゅうございましょうか。本件については、本日の会合で、その取扱いについては、結論を出すということではなくて、結論を出すというのは、やるかやらないかという結論を出すということではなくて、繰り返しになりますけれども、プリオン専門調査会にも意見を伺って、またこの委員会の場で改め

て意見などを基にして議論したいと思います。

その場合には、リスク管理官庁の方にも来ていただいて意見を聞いてみたいと考えております。

どうぞ。

見上委員 今回は、リスク評価の準備作業を進めることになるんですけども、議論が進展して、実際リスク評価を行う前に、改めてリスクコミュニケーションをやらなければまずいと思います。

寺田委員長 忘れていました。どうもありがとうございました。だから、今の段階でやるのではなくて、やるというふうに決まった段階ではリスクコミュニケーションをやらなければいけないですね。どうもありがとうございました。

それではよろしゅうございますか。

それでは、次に米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会の概要につきまして、厚生労働省及び農林水産省から報告があります。厚生労働省の道野輸入食品安全対策室長、農林水産省の川島国際衛生対策室長、長いことお待たせしてすみません。よろしくお願いたします。

道野輸入食品安全対策室長 それでは、お手元の資料4に基づきまして、御報告申し上げます。1枚めくっていただきますと、1ページに「『食品に関するリスクコミュニケーション（米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会）』での主な意見等」ということでございまして、6月1日～6月14日までの間、全国10か所で本件につきましてリスクコミュニケーションを行いました。行政側の方から、リスクコミュニケーションの材料として提示した資料が3ページ以降に添付してございます。この3ページを御覧いただきますと「説明の流れ」というのがございますけれども、この中で従前から本委員会に御報告してきた内容がほとんどなわけでございますけれども「IV. 今後の対応（輸入手続再開の考え方）」につきましては、こういった形での説明は今回が多分初めてだと思いますので、これについて簡単に御説明した上で、リスクコミュニケーションの結果についても御報告したいと思います。

この資料の17ページ、内容的には18ページ以降になります。18ページからリスク管理官庁としての本問題への対応の基本的考え方ということで整理してございます。日本側はこれまで米国政府に対し、徹底した原因の究明と十分な再発防止策を検討し、その報告を要求。これを受け米国が改善措置と対日輸出認定施設の再調査を実施したところ。端的に申しますと、1月20日の事案についての報告書、他の対日輸出施設の再調査といったこと

で、日本側が提示した米国側でやるべきことはおおむね、米国側としての報告書が提出された状況にあるわけでございます。日本側としては、今回のような事例が再び起きることがないように、前回及び今回の消費者等との意見交換会の結果を踏まえて、日本側による対日輸出認定施設の事前確認調査を実施する等の追加の改善措置について米側と具体的な内容について、今後調整していきたいということです。

それから、今回の意見交換を踏まえた調整が終わり次第、対日輸出施設について日本側が調査を行って、米国側に本当に対日輸出条件を遵守する体制が整っているのかどうかということの検証をしていくというようなプロセスについての考え方を持って対応していきたいと考えているわけでございます。

資料の19ページでございますけれども、ここから米国側の強化策と申しますか、再発防止策を並べてあります。要するに、2施設での問題として、施設の従業員が対日輸出プログラムを理解していない。そういった問題について、農務省が監査の際に、従来役員だけの理解度を確認していたわけですが、職員に対しても、勿論サンプリング調査ですが、理解度を確認するということ。

施設の手順書の中で、対日輸出認定製品をリスト化させて、日本に輸出可能な部位と申しますか、アイテムについて特定するということ。このリストが最終的にはAMSの方での輸出の際のチェックにも活用されていくこととなります。

それから、抜き打ち監査の実施。

2番目の方ですけれども、FSIS、農務省の検査官が対日輸出プログラムを理解していないという問題があったということにつきましては、研修を受講して修了試験の合格を義務づけるであるとか。そういった研修が終了まで対日輸出認定を与えないであるとか。

それから、FSISの方も抜き打ち監査を実施するというところでございます。

20ページでありますけれども、事案の発生以降米国側が行った強化対策の3番目として、対日輸出施設を認定しているAMS、と畜検査を施設で担当しているFSISの連携が不足していたということで、先ほど施設の方で作成することになっております輸出認定製品のリスト、これについてAMSが当然管理をするわけですが、同時にFSISにも随時提供していくこと。

輸出の手続の中で、更にアメリカの国内においても対日輸出施設から対日輸出施設、認定施設間の製品のやりとりを行う場合にも、AMSが輸出適格品であるということを確認するという措置をとるということでございます。

日本側が、米国側に更に要求した措置として、先日5月の専門家会合の際に報告させて

いただいた内容とほぼ同じでありますけれども、対日輸出施設における日本側の事前調査の実施ということで、問題ないと判断された施設のみの輸入手続を今後の再開の対象にするということ。

それから、対日輸出認定施設ごとに、日本向けの輸出認定製品リストを提供してもらおうということで、日本の輸入時の検査においてもチェックができることになるわけでございます。

もう一つは、米国側が実施する抜き打ち監査に日本側も同行するといったような3点を追加しようと考えております。

23ページ以降に、日本国内でということ、更に輸入手続再開した場合には、日本の水際での検査の強化であるとか、輸入業者等に対する輸出プログラムの周知徹底ということでございまして、内容的には24ページになりますけれども、開梱数の強化であるとか、あと輸入業者の方に対して、業界団体の協力も得ながらより一層の幅広い関連事業者の方々も含めた事業者の方々に説明会をやっていくことを考えているわけでございます。

あと25ページに「輸入手続停止中貨物への対応」となっておりまして、前回の専門家会合のときに報告をさせていただいたわけでございますけれども、既に昨年12月から本年1月20日までの間に、25施設で対日輸出処理が実際に行われておりました。日本向けに輸出された貨物は、2,000 t近い量があったわけでございますけれども、輸入手続が完了せずに港に残っている貨物が1,000 tぐらいあるということしております。実際に米国側で輸出プログラムがしっかり守られているかどうかということの調査、検証の観点で、これは米国側が実施したわけですが、その処理を行った25施設について保管されていた記録を検証したという結果が出ております。

米国側としては、これは問題なかった、対日輸出プログラムは遵守されていた、そういう調査報告がなされております。

私どもとしては、今後手続を再開する場合には、最初にこういったものが輸入手続の対象になってくるということがございますので、事前確認調査を行って問題のないものについて更にSRMの混入がないかどうかということで、念のため全箱について確認する。これは行政ですべてカバーできるということは難しいと思いますので、事業者の自主確認ということも含めて、全箱の確認をやっていくということで、問題がなければ輸入を認める、問題があれば認めないというような対応をしていきたいと考えてございます。

こういった、今後の対応の考え方について、全国10か所で説明を行ったということでございまして、資料の1ページに戻っていただきますと、こういった今後の考え方プラスこ

れまでの経緯であるとか、関連の情報について行政側からプレゼンテーションを行って、その後会場から御質問、御意見というものを伺ったわけでございます。

1 ページの「2 質問、意見の概要」でございまして、本件のこれまでの対応・経緯について、米国側の再調査において、非適合が確認された施設が書類上のミスも含め 35 施設中 25 施設と約 70% もあり問題である。

米国は、レビュー結果で認定施設に問題があったことが認めており、強く米国のマニュアルの不備を指摘し、日本並みの検査体制を求めるべき。

米国は輸出プログラムの S R M 除去、20 か月齢以下の牛という条件をきちっと守ってほしい。

香港、台湾の違反事例は、輸出条件を遵守できなかったという点を問題にすべき。

こういう御意見がございました。

それから、先ほど若干御説明をいたしました、輸入手続再開の考え方ということでございます。

としては、総論的なものでございますけれども、日米首脳会談のお土産として拙速に再開すべきではない。

輸入停止問題は、米国に責任があり、国民の命を守ることから、輸入再開には慎重な対応が必要。

種々の問題にきちっと対応して、二度とこういうことがないようにお願いしたい。

世界基準よりも厳しい日本向け基準で安全・安心は確保されており、食べるかは消費者の判断。早期の輸入再開を希望。

食品安全委員会は、米国産牛肉の安全性について再度評価すべき。

としては、今後新たに要請した追加措置についてということでございますけれども、日本側が責任を持ってきちんと米国での対日輸出施設の検査を実施すべき。また、査察に消費者団体等を同行させることはできないか。

米国が実施する抜き打ち監査に日本が同行するのでは、真の抜き打ち監査にならないのではないか。また、査察では、実際に稼働している状態を見るべき。

事前確認調査の結果を消費者に伝え、リスクコミュニケーションを開催してもらいたい。それを踏まえ、輸入再開するか否か判断すべき。

牛の肉骨粉が豚や鶏の飼料に使用されないように、飼料規制の強化を要請すべき。

輸入を再開した場合には、日本の検査員を米国の対日輸出施設に常駐させるべき。

としては、日本国内に新たに講じようとする措置についてということでございますけ

れども、輸入再開前に、輸入停止措置等の違反对応についての処理マニュアルを提示すべき。

輸入再開に当たっては、輸入検疫の強化を要望。専門知識を持ったスタッフの増員等を行うなど、水際検査を強化すべき。

水際の検疫では、検査強化は期限を決めるのか。その場合どの程度か。また、日本の検疫官へどのような教育をしているのか。

日本の米国産牛肉の輸入条件は、国際的な基準を遵守すべき。

として、輸入手続停止中貨物への対応についてということでございますけれども、輸入再開になった場合、日本にある検疫前の牛肉や米国の認定施設の処理済みの牛肉は輸入されるのか。それとも、今後日本側が査察した後で処理された牛肉のみが輸入されるのか。

目視による全箱検査をお願いしたい。その際、SRMの付着検査を行うべき。

(3) その他でございますけれども、として情報提供、表示等についてということでございます。消費者が選択できるよう外食・中食・加工品に原産地表示の義務化を要望。

米国産牛肉の信頼回復のために、一定期間米国産牛肉の流通を精肉や外食など原産地表示ができるものに限定してはどうか。

政府は、香港の事例はSRMではないこと等正しい情報をもっと積極的に国民に伝えてほしい。

査察報告書のかなりの部分が黒塗りになっていたが、今後すべての情報が公開される必要。

としては、その他のその他としまして、外食産業としても輸入牛肉の検査・情報提供を行い、安全・安心なものを届けていきたい。

我が国の症例の感染経路の究明や、異常プリオンの不活化などの研究をもっと進めることが不安の解消につながる。

以上のような御意見を承っております。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。農林水産省、何か補足することはございますか。

川島国際衛生対策室長 特にございません。

寺田委員長 御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

中村委員 これは、御質問とかがずっと並んでいて、厚生労働省とか農林水産省のお答

えの方が必ずしも全部出てないので、一つか二つ伺いたいんですけども、例の外食のガイドラインについては、どんなふうにお答えになったんですか。

川島国際衛生対策室長 表示の件についても、多数御意見を伺っております。私ども御説明申し上げましたのは、基本的にはJAS法でもって生鮮食品は既に取組みをしております、一部加工品につきましては、平成16年9月でございますけれども、生鮮食品に近い味付きカルピですとか、そういったものについてはこの法律の対象にするということで、品目の拡大を図ってきておりまして、この10月からこれが実施されるということでございます。

今お話のございました外食のガイドラインにつきましても、17年7月に策定いたしまして、現在そういったものを通じて原産地表示が自主的に普及されるように、私どもとしても努めているところでございます。

特に今回この問題に関連しまして、牛肉関連製品ということでございますので、そういったメーカーに対して、原産地表示というものを進めていただくように声かけをしているということでございまして、具体的にはそういうメーカーさんも出てきているということをお紹介申し上げました。

さらに、財団法人の食品産業センターのホームページに、そういった情報が出ているという御紹介を申し上げました。私どもとしては、この表示というものが重要であるという考え方は、そういう形で御説明しましたけれども、一方で日々加工品を扱われる場合に、やはり仕入れ先が変わるという問題が実態としてあるのも事実でございまして、その対象になりますと罰則担保がなされているものでございますので、そういう実態上の難しい面があるということについては御理解を賜りたいという御説明を申し上げました。

中村委員 もう一つ、この参加者の意見の中にありますけれども、査察報告書のかなりの部分が黒塗りになっていたけれども、いろんな情報が公開される必要があるという御意見があったということなんですけれども、私もその黒塗りのところは見るとは見たんですが、あれは向こうの企業秘密みたいな部分なんですか。

道野輸入食品安全対策室長 12月の査察報告書について開示請求、要するに法律に基づく手続ではないのですけれども、資料請求という形で私どもの方に求めがありまして、ただ実際行政機関が保有する情報ということについては、法的に請求があった場合、なかった場合にかかわらず、その法律の考え方に基づいて対応するべきものと認識しております。

その場合に、勿論相手が国内の企業であっても、外国の企業であっても、それは基本的に同じ考え方で対応するべきということでございます。

今回の場合には、基本的には12月に調査した対象というのは、米国の企業ということがございますので、米国政府を通じて、例えば公開することによって競争上の地位を損なうおそれがあるだとか、そういった懸念のあるものについて、基本的には相手側の意見を聞いて判断していくというのが、これは国内も同じでございますので照会をいたしておりました。米国側から返ってきた回答に基づきまして開示したというのが実際のところでございます。その際に勿論、全体的な内容とか、どこの企業でも共通のような内容につきましては、黒塗りににはなっていないわけなんですけれども、やはり固有情報というふうに米国側が判断したものについては黒塗りの形になっております。

ただ、中をよく見てみますと、例えば、個別施設のUSDAの検査官の人数であるとか、どの企業にも共通するような一般的な食肉の処理方法が一部非開示の扱いになっているものがあったということも事実でございます。そういったものについて公開ができないものかどうかということについて、私どもの方から更に米国政府に重ねて再検討を要請しております。

何もかも出せということではなくて、それは国内の企業でも保護される情報については、当然保護されるべきと考えておりますし、米国内においても同様の制度があるわけでございますので、そこはそういったルールに従ってやっていくべきものと思っておりますけれども、開示できるものはできる限り開示してもらおうという考え方で対応すればよいのではないかと考えております。

寺田委員長 ほかにございますでしょうか。

これからまた向こうへ査察に行かれるときに、どういうところをチェックするかということは、管理側として文章にして、×をやるようなものはつくられるんですか。それとも行ってぱっとやられるんですか。

道野輸入食品安全対策室長 一応、今回また人を出してということで、実際事前の確認調査ということを考えておるわけでございますけれども、米国の状況がだんだんとわかってきているということもありますので、できるだけ客観化していきたいと私どもも考えております。

それから、人によるばらつきも監査するという観点からあまりよくないということですので、できるだけそういったところは客観的にチェックをし、また客観的に評価ができるような形でやっていきたいと考えております。ただ、まだ最終的にそういったリストができて手元にあるというわけでは、現段階ではございません。

寺田委員長 現場のことを知らずに、机上の空論になるかもしれませんが、こういうの

はアメリカ人が好きなやり方ですけども、逆にここをチェックするというを前もって渡しておいても構わないと思います。そこに関しては、ベーシックな質問事項に関しては、きちっとお答えいただくというふうにしておいた方がいいような感じがします。どうぞ英語でしょう。大変ですよ。

ほかに何かありますか。

もう一つは、前ここでお聞きして、まだお答えをもらってないんですけども、今回の事象に関しては個別の事項と考えておられるんですか。20日の問題はまだわからないですか。

道野輸入食品安全対策室長 先ほどの説明で若干触れさせていただいたんですが、現在の状況は米国側が2施設の状況と、他の35対日輸出施設の調査結果について、日本側に提示してきたと。彼らは、そういう孤立した個別の事例であるという主張をしているということが今の段階でございまして、今後日本側でそれについて米国側の主張が正しいのかどうか、合理性があるかどうかということは、更に検証していくことですので、現時点でそれが日米両国でもう結論が出たということではございません。

寺田委員長 どうぞ。

寺尾委員 今日の議題とずれるかもしれませんが、FDAが飼料規制の案を昨年の暮れ当たりに締め切りましたね。あれはその後どうなったのか、何か情報ございますか。

川島国際衛生対策室長 今おっしゃったとおり、昨年の10月ぐらいに規制強化案を公表しまして、パブリック・コメントに付しておるといところまで私ども承知しておりまして、その後は。

寺田委員長 杉浦課長、どうぞ。

杉浦畜水産安全管理課長 12月末に40日間のコメント期間が終わりまして、現在そのコメントに対する回答を作成中というのがFDAの状況です。

今後、経済的なコスト・ベネフィット、FDA内での手続、EPAの手続、米国内部の手続を経て、早ければ今年中に施行されるという情報を得ております。ただ、そういったFDAではコントロールの効かないような手続が含まれているので、いつになるか明確なところはわかっておりません。

寺尾委員 しかし、FDAが最初に考えたような方向で話が進んでいくという話ですか。

杉浦畜水産安全管理課長 今のところ、昨年10月に公表した規制案の内容を変更するようなことは考えていないようです。

寺尾委員 どうもありがとうございました。

寺田委員長 トレーサビリティはどうか。あれもどこかでやるとか、やらないとか言っていて、あれはやらないんですか。やるという方向でパブリック・コメントをやって、その後やっているんですか。

杉浦畜水産安全管理課長 詳しい情報を持っておりませんので、また進展があるようでしたら御報告させていただきます。

寺田委員長 わかりました。

ほかに、どうぞ。

小泉委員 輸入施設は、今のところ 35 から 25 に減っておりますね。25 について今回査察に行かれますが、今後これ以外にいろんな施設から認定してほしいということがあったときには、認定といった方向でやるし、またこの 25 施設について問題があれば外していくというようなこともあるのでしょうか。

道野輸入食品安全対策室長 すみません。私の説明がよくなかったのですけれども、既に去年の 12 月から今年の 1 月 20 日の間に対日輸出処理をしたのが 25 施設でございます、現在対日輸出を希望している、予定している施設が 35 ありますので対象は 35 になります。

新規の認定の問題というよりは、むしろまずは 35 についてきちんと米国側の輸出プログラムの遵守状況について検証していくというのが、当面の課題というふうに考えておりました。その結果も踏まえて、今後どうするのかということは判断すればいいのかなと思っています。今のところ新規の指定について、どういうふうな考え方をとるのかということについては米国側とは詰めておりません。むしろそれは日本側のこれからの検証結果というものも、やはり判断材料になってくるのではないかと考えております。

それから、米国側が今まで説明なり調査して提示した結果を、そのまま正しいとすれば、大きな構造的な問題は見つからないはずですので、それであれば不適合事例が調査で仮に調査で見つかった場合であっても、それは個別施設というふうに原則的に判断できる。逆に言えば問題のなかった施設については、対日輸出が可能になるということだと考えていますけれども、ただやはり構造的な問題が見つかるということも可能性としてはないわけではないわけですので、そういったことも少し念頭に置きながら進めていく必要はあると考えております。

寺田委員長 よろしいですか。

それでは、今、米国産牛肉の輸入問題に関する意見交換会の概要について報告をいただいたわけでありましたが、厚生労働省、農林水産省におかれましては、ここに書いてあります意見交換会の結果を踏まえて対応を検討されることと思われま。

本日の説明の内容につきましては、私ども事務局よりプリオン専門調査会の専門委員の先生にきちっとお伝え願いたいと思います。

なお、当委員会としては、今後の対応状況につきましても、リスク評価を行った立場から関心を持って見守っていかねばいけないと考えております。いわゆるリスク評価の結果を使っての施策を監視する立場ですから、また管理官庁からいろいろな節目で報告を受けていきたいと思います。よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。御苦労様です。

それでは、その他になりますが「食品安全委員会子供向けリーフレット」について、事務局から報告願います。

吉岡勸告広報課長 それでは、資料番号は付いておりませんが、お配りしております「食品安全委員会子供向けリーフレット」について御報告をいたします。「科学の目で食品の安全を守ろう！」と題しております、食品安全委員会の役割ですとか、食品のリスク分析につきまして、小学校の高学年でも理解できるようにということで作成いたしました。ちょうど6月は食育月間にも当たるということで、食育の推進にも資するという観点から、今後当委員会等が行います意見交換会、また食育関係の行事において配付するとともに、また自治体や各都道府県の教育委員会等への配付を予定しております。

なお、この内容につきましては、ホームページにも掲載をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの報告内容、このリーフレットに関しまして何か御意見ございますでしょうか。

それでは、そのほかにもございますでしょうか。

小木津総務課長 ほかの議事はございません。

寺田委員長 それでは、これで本日の委員会の議事は終了いたしました。なお、本日は誤解のないように自ら評価に関しましては、評価をするというふうに決めたわけではございませんので、くどいようですけれども、評価をするという方向で検討していきたいということで、なかなか難しい言葉を使うようになってきました。それは、プリオン専門調査会で、管理側がどうなのかとか、そういうことも含めまして、大変大事なことだと思えますので、委員の先生方、賛成していただきまして大変ありがとうございました。

それでは、本日の委員会の議事は終了いたしました。以上をもって「食品安全委員会」の第147回会合を閉会いたします。

次回の委員会の会合につきましては、6月22日木曜日14時から開催いたしますので、お知らせいたします。

6月19日月曜日14時から新開発食品専門調査会を非公開で開催。

6月20日火曜日14時からリスクコミュニケーション専門調査会を公開で開催。

6月22日木曜日9時半からプリオン専門調査会を公開で開催しますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。